

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	津市 後期高齢者医療に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

津市は、後期高齢者医療事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

津市長

公表日

令和7年6月23日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療に関する事務
②事務の概要	後期高齢者医療広域連合規約に基づく被保険者の資格管理、保険料の徴収等を行う事務において、特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い特定個人情報を取り扱う。 ・被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付 ・資格確認書等及び特定疾病療養受療証の交付 ・医療給付等に関する申請及び届出の受付 ・保険料賦課管理・収納管理
③システムの名称	後期高齢者医療システム、後期高齢者医療広域連合電算処理システム(標準システム)
2. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項及び別表第一59の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第46条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> [実施しない] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部保険医療助成課
②所属長の役職名	医療助成担当副参事
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	津市 総務部総務課 文書・公開担当 〒514-8611 三重県津市西丸之内23-1 電話 059-229-3117
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	津市 健康福祉部保険医療助成課 後期高齢者医療担当 〒514-8611 三重県津市西丸之内23-1 電話 059-229-3285
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を取り扱う事務において人手が介在するものについては、複数人による確認を行い、人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の漏えい・消失・棄損リスクに対し、下記の対策を講じている。 ・個人情報の記載された書類は、鍵付きの書庫において保管している。 ・USBメモリは事前に許可を得たもののみ使用可能となるよう業務端末上の制御を行っており、使用する場合はパスワードを設定して保護する運用を徹底している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月1日	I-1. ②事務の概要	なお、番号法第19条第7号の規定に従い、必要に応じて、同法別表第二の第三欄に掲げられた他の特定個人情報保有機関から、上記事務のうち同表第二の第二欄に掲げられた事務を処理するために必要な、同表第四欄に掲げられた特定個人情報の情報提供を受けて事務に利用する場合がある。その際には、中間サーバーを経由して情報提供ネットワークシステムで情報照会を行う。	(削除)	事後	
平成29年6月1日	I-1. ③システムの名称	後期高齢者医療システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバー	後期高齢者医療システム、後期高齢者医療広域連合電算処理システム(標準システム)	事後	
平成29年6月1日	I-4. ①実施の有無	実施する	実施しない	事後	
平成29年6月1日	I-4. ②法令上の根拠(情報提供の根拠)	(情報提供の根拠) ○番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二・第三欄(情報提供者)が「後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれるもの(1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93の項) ・第三欄(情報提供者)が「後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する情報」が含まれるもの(82の項) ・第三欄(情報提供者)が「医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれるもの(17、106の項) 正・第三欄(情報提供者)が「国民健康保険法第56条第1項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民健康保険法第56条第1項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれるもの(43の項) ・第三欄(情報提供者)が「高齢者の医療の確保に関する法律第57条第1項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「高齢者の医療の確保に関する法律第57条第1項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれるもの(81の項)	(削除)	事後	
平成29年6月1日	I-4. ②法令上の根拠(情報照会の根拠)	(情報照会の根拠) ○番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する事務」となっているもの(82の項)	(削除)	事後	
平成29年6月1日	I-5-② 所属長	保険医療助成課長 川邊 勝利	保険医療助成課長 松下 康典	事後	
平成29年6月1日	II-1 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成29年6月1日	II-2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
令和1年5月31日	I-5-② 所属長	保険医療助成課長 松下 康典	保険医療助成課長	事後	
令和1年5月31日	I-7 請求先	津市 総務部総務課 文書・公開担当 〒514-8611 三重県津市西丸之内23-1 電話 059-229-3276	津市 総務部総務課 文書・公開担当 〒514-8611 三重県津市西丸之内23-1 電話 059-229-3117	事後	
令和1年5月31日	II-1 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年5月31日	II-2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年5月31日	IV リスク対策	なし	リスク対策を追加	事後	
令和2年5月29日	II-1 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年5月29日	II-2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和4年3月30日	I-5-② 所属長	保険医療助成課長	医療助成担当副参事	事後	
令和4年3月30日	II-1 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年3月30日	II-2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和5年5月30日	II-1 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年5月30日	II-2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月23日	I-1 ②事務の概要	<p>後期高齢者医療広域連合規約に基づく被保険者の資格管理、保険料の徴収等を行う事務において、特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い特定個人情報を取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付 ・被保険者証、被保険者資格証明書、特定疾病療養受療証又は限度額適用・標準負担額減額認定証の交付 ・医療給付等に関する申請及び届出の受付 ・保険料賦課管理・収納管理 	<p>後期高齢者医療広域連合規約に基づく被保険者の資格管理、保険料の徴収等を行う事務において、特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い特定個人情報を取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付 ・資格確認書等及び特定疾病療養受療証の交付 ・医療給付等に関する申請及び届出の受付 ・保険料賦課管理・収納管理 	事後	
令和7年6月23日	II-1 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年6月23日	II-2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年6月23日	IV-8 人手を介在させる作業		追加	事後	
令和7年6月23日	IV-11 もっとも優先度が高いと考えられる対策		追加	事後	